



News 2月号 News 2月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/篠澤 健太

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆令和元年分確定申告提出期限☆

今年も確定申告の時期となりました。

申告および納税期限は、下記のとおりです。

- ・所得税及び復興特別所得税：2月17日～3月16日
- ・消費税：1月6日～3月31日
- ・贈与税：2月3日～3月16日

所得税及び復興特別所得税の還付申告については既に受付が始まっています。

なお、自動振替による納税を申請されている場合の振替予定日は、所得税及び復興特別所得税が4月21日、消費税が4月23日です。

この制度は、所得税及び復興特別所得税が3月16日、消費税が3月31日までに振替納税の申請をすれば適用となります。前年までに申請されている方は自動的に本年も適用されます。

ただし、引っ越し等をして所轄税務署が変わっている場合は、再度、申請し直す必要がありますのでご注意ください。ご不安な場合は、担当者にご相談下さい。

☆令和元年分から適用される所得税の主な改正事項☆

①住宅ローン控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除期間が3年延長され10年間から13年間となりました。延長期間の控除額は、次のいずれか少ない金額とします。

- (a) 建物購入価格×2%÷3
- (b) 住宅ローン年末残高×1%

②空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の見直し

被相続人の居住用財産を相続又は遺贈により取得した相続人が譲渡した場合に、被相続人が老人ホーム等へ入居していた場合でも、次の追加要件を満たす場合に限り、相続開始直前まで被相続人の居住の用に供されていたものとして、その譲渡所得から最高3,000万円まで控除の特例を適用できるようになります。

- (a) 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。
- (b) 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

※適用期間：平成31年4月1日～令和5年12月31日

確定申告に関するご相談

確定申告に関するご質問またはご依頼等がございましたら担当者までお気軽にご相談下さい。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

芸能人格付けチェック

私が毎年楽しみにしている新年の番組です。Gacktの62連勝はほんとすごいですよね。

実はこの62連勝の裏側にはGacktのものすごい学習努力があるのです。

「美味しいワインを飲むから美味しいワインが分かるのではなく、ワインを飲むときに、これはどんなワインなのか、いつできたのか、どんな風に作られたのか…と知識として体の中に入れていく行為があるから覚えるわけであって。飲んでいてだけで分かるようになったら天才じゃないですか」と言っていて、学習努力の結果が驚異の記録を生み出していることが分かりました。そして、Gacktは「知識と経験は誰にも奪われることのない財産です」と言っています。

言い方は違いますが、アメリカの政治家だったベンジャミン・フランクリンは「知識への投資は常に最高の利息がついてくる」と言っています。

私たちは知識を武器にビジネスをしているので、常に知識に投資をし、経験を積み研鑽し続けなければいけません。それがお客さんのためになり、自分に最高の利益をもたらすからです。

だから学習時間というのを必ず仕事のスケジュールに入れていきます。スケジュールに入れずに仕事が終わってからやろうと思うと、面倒になったり、忘れてしまったりしてやらないことがけっこうあります。

ですから、学習は仕事として捉えスケジュールリングしています。

そのため、当事務所でも勤務時間に研修を定期的に行っております。目まぐるしく変わる環境に対応していくためには必要不可欠なことと捉えています。

世の中のビジネスマンで自ら学習する人は全体の20%だと言われています。(10%くらいかもしれません)そして、その学習した内容を行動にうつすのがさらに20%。つまり全体の4%の人しか学習し行動しないのです。成功するのはそのうちの数%でしょう。

成功するために、2020年もいろいろな知識に投資します！そしてその知識を経験に変えていきます。

今月の一言

『身銭を切って他人に学べ』

プライベートの勉強は、自分で働いたお金で行わないと身になりません。なぜなら、時間はお金だから。そのありがたみを感じれば、いい加減な勉強はできませんよね。1年間に500時間勉強に充てようとしたら、1週間で約10時間、1日1.5時間となります。